

新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う農業共済掛金等の払込期限延長について

福島県農業共済組合

新型コロナウイルス感染拡大の影響により農業共済掛金等の支払が困難である旨を申し出された組合員を対象に、共済掛金等の払込期限を下記のとおり延長させていただきますので、延長をご希望される方はお近くのNOSA Iへご連絡下さい。

記

1、共済掛金等払込期限の延長内容

申出期限までに延長の申し出された組合員を対象に、払込期限を延長します。  
事業別の払込期限については、下表のとおりです。

事業名等		延長後の払込期限	申出期間	備考
水 稲		8月14日	7月31日	
大 豆		9月30日	7月21日	
果 樹 減 収 総 合 一 般 方 式	りんご	8月10日	6月30日	
	ぶどう	7月20日		
	なし	7月20日		
	かき	9月15日		
家 畜		9月30日	払込期限 ※猶予期間のあるものは猶予期間の満了まで	
園芸施設				
建 物				
農 機 具				